



① 若山莊名主職宛行状

有形文化財（古文書）

4. 常利家・馬縹本光寺文書 13通

■指定年月日 昭和57年1月12日(1982)

■所有者 個人・本光寺

■所在地 馬縹町・馬縹町9-140

常俊家は中世馬縹浦の有力名主であり、山林・田畠を集積し製塩や窯業（珠洲焼）も経営していた土豪であった。同家が檀越であった本光寺も中世の有力寺院で若山莊領家日野家の庇護を受け大きい勢力を持っていたようである。

指定文化財となっているのは、この両家に伝えられた南北朝・室町期中世文書である。

写真の文書は其中最も古い貞和五年（1349）恒利名を秦左近に与えることを認めた日野時光の宛行状である。恒利が室町期秦姓であったことは他の資料によって確かである。伝来する古文書の目録は次の通りである。

- ①若山莊名主職宛行状 貞和5年卯月11日(常)
- ②友宗山林去渡状 文和5年2月5日(常)
- ③嶋田光次免田寄進状(写) 貞治2年5月20日(本)
- ④本庄宗成田畠寄進状 応安元年8月7日(常)
- ⑤本庄宗成田地寄進状(写) 永和2年11月9日(本)

- ⑥若山庄名主職宛行状 永和4年6月26日(常)
- ⑦恒俊本光寺山田畠置文 応永20年2月9日(本)
- ⑧藤原有利下地寄進状 応永23年8月 日(常)
- ⑨日野資教御教書 応永26年卯月8日(常)
- ⑩某書下状(写) 応永30年3月15日(本)
- ⑪本庄宗貫田地寄進状 永享4年8月30日(常)
- ⑫本庄宗有馬縹浦山崩免状 永享5年2月9日(常)
- ⑬本庄宗有田地寄進状(写) 永享7年7月13日(本)
- ⑭本庄宗有馬縹浦山崩免状案 永享8年卯月7日(常)
- ⑮備前守源朝臣某奉書 永享9年8月6日(本)
- ⑯備前守源朝臣某奉書 永享9年8月6日(本)
- ⑰馬縹本光寺々領指出案 文安5年12月 日(常)
- ⑱馬縹浦住人国永道本田地寄進状 長祿2年2月初5日(常)

※○は県指定（常）は常俊家文書（本）は本光寺（写）とあるのは原本は存在しないが、参考のため記載した。

以上は、中世の荘園や村を支配する土豪、農民の様相を知るための貴重な史料として極めて重要なものである。